

けんりようご 権利擁護ガイドライン

平成 18 年 12 月 1 日制定

はじめに

この「利用者権利擁護ガイドライン」には、社会福祉法人五常会の各施設・センター等で生活・利用するみなさんの「権利」についてかかれています。

みなさんが、「権利」について考え、主張し、意見を言うことは大切なことです。

でも、「権利」は、ひとりだけのものではありません。社会福祉法人五常会は、たくさんの皆様がいっしょに生活・利用しています。皆様が、楽しく安らかな時を過ごすためには、いっしょに生活するひとりひとりの「権利」がたいせつにされなければなりません。

そのために、生活上のルールや約束事などいろいろな工夫をしています。そのことは家庭や社会でも同じで、法律やルール、マナーなどが大切にされています。

皆様がそういったことを考えながら生活し、自分自身の「権利」を守っていくことを、私たち職員はできるかぎり応援します。

この「利用者権利擁護ガイドライン」について、わからないことがあったら、職員にきいてください。あなたの疑問にお答えします。

1 個人こじんの尊そんげん厳

ひとりにんげんの人間として、自由じゆうと平等びやうどうのもと、差別さべつされたり、威圧いされたり、大声おおこえで命令めいれいされたり、暴行ぼうかう（たたかれる、つねられるなど）されたり、嫌いやがらせ・意地悪いぢあくをされたり、無視むしをされたりせずに、生いきる権利けんりをみんな持もっています。

2 プライバシーぷらいばしーの保ほご護

多床室等たじょうしつとうの場合は空間的制約くわんてきせいやくもありますが、基本的に、ひとりひとりの時間じかんや生活せいかつを守まもることができます。

し知られたくないことを、聞きかれたり調しらべられようとしたら、断ことわる権利けんりがあります。

3 自己じ決定けつていけん権

じぶんじぶんのことは自分きで決められます。

「いやなものはいや」と自分じぶんの意志いしをはっきり言いうことも大切たいせつです。

じぶんじぶんで決められない場合き、いろいばあいろ相談そうだんしたり、情じょうほう報ほうをきくこと
ができます。

4 財ざい産さん権けん

じぶんじぶんのお金かねは、自分じぶんで使つかい道みちを決きめられます。自分じぶんでお金かねを管かんり理りで

きないときは、施設や施設以外の人に頼むこともできまし保全状態を
いつでも確認することができます。

家具や衣類などの持ち物も、自分で管理できます。他人が勝手に使
ったりすることはできません。

5 市民権

地域のいろいろなサービスを利用したり、活動に参加することがで
きます。職員だけでは対応ができない場合は、ご家族等に協力をお願
いすることもあります。選挙に参加できます。

6 不服の申し立て

いやなこと・こまったこと・意見を職員や第三者委員の人などに話
し、解決にむけての話し合いを求めることができます。

7 そのほかのこと

以上のことその他、具体的な毎日の生活についての細かいことは、別
に「職員倫理規程」に定めています。